

はじめに

令和4年度の登録販売者試験は、【北海道・東北】【北関東・甲信越】【南関東】【北陸・東海】【奈良】【関西広域連合・福井】【中国・四国】【九州・沖縄】の8ブロックで実施されました。

さて、厚生労働省のホームページでは「試験問題の作成に関する手引き」が公表されており、登録販売者試験の作問の“手引き”となっているため、これが登録販売者試験の出題範囲となります。登録販売者試験の出題範囲は全く変わらないものではなく、医薬品医療機器等法関連法令の改正に併せて随時改められます。

令和5年春に「試験問題の作成に関する手引き」が改められた場合には、薬事日報社のホームページ「https://www.yakuji.co.jp/book_electronic-media」に、本書に影響が及ぶ範囲について掲載しますのでご確認ください。

なお、都道府県によっては、一般的な難易度ではなく、難度が高めの問題をズラリとやらべてくるところもあります。“難問系試験”を実施する都道府県を事前に予測することは困難であるとともに、難問系試験は合格率の顕著な低下に直結してしまいます。

試験会場において難問系試験であることが判明した場合であっても、うろたえずに対処できるよう、相応のテキストや問題集などで対策しておくことをお勧めします。

本書は、令和4年度に全国8ブロックで実施された過去問960問を収録しておりますので、存分に活用して登録販売者試験の合格を勝ち取ってください。

令和5年 新春
團 野 浩

登録販売者試験	受験資格	出題範囲
平成25年度以前の試験	実務経験等 が必要	平成19年8月(H21.6 一部改定)の「手引き」
平成26年度の試験		平成26年3月(H26.11 一部改定)の「手引き」
平成27～29年度の試験	すべて撤廃	平成27年4月(H28.3 正誤表)の「手引き」
平成30年～令和3年度の試験		平成30年3月の「手引き」
令和4年度以降の試験		令和4年3月の「手引き」

目次

登録販売者試験の概要 4

《問題編》

- 北海道・東北【共通問題：北海道／青森／岩手／宮城／秋田／山形／福島】 7
- 北関東・甲信越【共通問題：栃木／群馬／茨城／山梨／長野／新潟】 35
- 南関東【共通問題：東京／千葉／埼玉／神奈川】 64
- 北陸・東海【共通問題：富山／石川／岐阜／静岡／愛知／三重】 93
- 奈良 121
- 関西広域連合・福井【共通問題】 150
 ※ 関西広域連合には、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、徳島が参加
- 中国・四国【共通問題：島根／鳥取／岡山／広島／山口／香川／愛媛／高知】 181
- 九州・沖縄【共通問題：福岡／大分／宮崎／鹿児島／熊本／佐賀／長崎／沖縄】 210

別冊

《解答編》

- 北海道・東北 242
- 北関東・甲信越 253
- 南関東 264
- 北陸・東海 276
- 奈良 287
- 関西広域連合・福井 298
- 中国・四国 311
- 九州・沖縄 324

《問題編》

北海道・東北【共通問題】

北海道／青森／岩手／宮城／秋田／山形／福島

(令和4年8月31日実施)

＜第1章＞

問1 次の記述は、医薬品の本質に関するものである。正しいものの組み合わせはどれか。

- a 殺虫剤など人体に対して使用されない医薬品は、人体がそれに曝されても健康を害するおそれはない。
- b 医薬品は、市販後にも、医学・薬学等の新たな知見、使用成績等に基づき、その有効性、安全性等の確認が行われる仕組みになっている。
- c 医薬品医療機器等法では、健康被害の発生の可能性の有無にかかわらず、異物等の混入、変質等がある医薬品を販売等してはならない旨を定めている。
- d 一般用医薬品は、医薬品医療機器等法の対象となるが、製造物責任法の対象とはならない。
- 1(a, b) 2(a, d) 3(b, c) 4(c, d)

問2 医薬品のリスク評価に関する以下の記述の正誤について、正しい組み合わせはどれか。

- a 医薬品の効果とリスクは、用量と作用強度の関係(用量－反応関係)に基づいて評価される。
- b 薬物用量が治療量上限を超えると、やがて効果よりも有害反応が強く発現する「中毒量」となり、「最小致死量」を経て、「致死量」に至る。
- c 少量の投与であれば、長期投与された場合でも毒性が発現することはない。
- d 動物実験により求められる50%致死量(LD₅₀)は、薬物の毒性の指標として用いられる。
- | | a | b | c | d | | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 正 | 正 | 正 | 正 | 2 | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| 3 | 正 | 誤 | 正 | 正 | 4 | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| 5 | 正 | 正 | 正 | 誤 | | | | | |

問3 健康食品に関する以下の記述の正誤について、正しい組み合わせはどれか。

- a 健康増進や維持の助けになることが期待されるいわゆる「健康食品」は、あくまで食品であり、医薬品とは法律上区別される。
- b 「栄養機能食品」は、身体の健全な成長や発達、健康維持に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)の補給を目的としたもので、国が定めた規格基準に適合したものであれば、その栄養成分の健康機能を表示できる。
- c 「特定保健用食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品であるが、国の個別の許可を受けたものではない。
- d いわゆる健康食品は、医薬品との相互作用で薬物治療の妨げになることがある。

- | | a | b | c | d | | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 正 | 正 | 誤 | 正 | 2 | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| 3 | 正 | 誤 | 正 | 正 | 4 | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| 5 | 正 | 誤 | 正 | 誤 | | | | | |

問4 セルフメディケーションに関する以下の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 地域住民の健康相談を受け、一般用医薬品の販売や必要な時に医療機関の受診を勧める業務は、セルフメディケーションの推進に欠かせない業務である。
- 2 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、セルフメディケーション税制が導入された。
- 3 セルフメディケーション税制は、条件を満たした場合に、税制の対象となるOTC医薬品の購入の対価について、一定の金額をその年分の総所得金額等から控除する制度である。
- 4 セルフメディケーション税制の対象となる一般用医薬品は、スイッチOTC医薬品のみである。

《解答編》

北海道・東北

【合格基準】 120 問中 84 問以上を正解すること、かつ、各章の正解率が 40%以上であること

【合格率】 北海道 52.0%/青森 48.8%/岩手 41.6%/宮城 49.4%/秋田 40.7%/山形 43.3%/福島 42.0%

<第1章>

問1 正答：3

- a 人体に対して使用されない医薬品(例：殺虫剤)は、人体がそれに曝されれば健康を害するおそれがある。
- d 一般用医薬品は、医薬品医療機器等法の対象となるが、製造物責任法(PL法)の対象でもある。

問2 正答：4

- c 少量の投与でも、長期投与された場合には慢性的な毒性が発現することもある。

問3 正答：1

- c 「特定保健用食品」ではなく、『機能性表示食品』

問4 正答：4

- 4 スイッチOTC医薬品以外にも腰痛や肩こり、風邪やアレルギーの諸症状に対応する一般用医薬品がセルフメディケーション税制の対象となっている。

問5 正答：5

問6 正答：4

- c アレルギーには、体質的・遺伝的な要素もある。

問7 正答：3

- b 一般用医薬品には、習慣性・依存性がある成分を含んでいるものがある。

問8 正答：2

- 2 小児は、大人と比べて身体の大きさに対して腸が長く、服用した医薬品の吸収率が相対的に高い。

問9 正答：1

- 1 高齢者の場合、基礎体力や生理機能の衰えの度合いの個人差は大きい。

問10 正答：2

- b 妊婦は、体の変調や不調を起こしやすいため、一般用医薬品で症状の緩和等を図ろうとする場合もあるが、その際には胎児に影響を及ぼすことがないように配慮する必要があり、そもそも一般用医薬品による対処が適切かどうかを含めて慎重に考慮されるべきである。
- c 母体が医薬品を使用した場合に、血液-胎盤関門によって、どの程度医薬品の成分の胎児への移行が防御されるかは、未解明のことも多い。

問11 正答：2

- a 生活習慣病等の慢性疾患の種類や程度によっては、一般用医薬品を使用することでその症状が悪化することもある。

問12 正答：3

- d 医薬品は、適切な保管・陳列がなされたとしても、経時変化による品質の劣化は避けられない。

問13 正答：4

- 4 一般用医薬品には、使用すればドーピングに該当する成分を含んだものがある。
(参考)ドーピングとは、スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為をいう。

問14 正答：4

問15 正答：2

一般用医薬品の役割としては、①軽度な疾病に伴う症状の改善、②生活習慣病等の疾病に伴う症状発現の予防(科学的・合理的に効果が期待できるものに限る)、③生活の質(QOL)の改善・向上、④健康状態の自己検査、⑤健康の維持・増進、⑥その他保健衛生の6つがある。

問16 正答：1

購入者等から確認しておきたいポイントは、以下のとおりである。

- ・何のためにその医薬品を購入しようとしているか